

# 世紀東急工業グループ 人権方針

世紀東急工業グループは、「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」を企業理念として、持続可能な社会の実現に寄与し、当社グループの健全な存続と持続的な成長を目指す、サステナビリティへの取り組みを推進しています。

世紀東急工業グループ人権方針（以下、本方針）は、当社グループの企業理念、行動指針、行動規範等に基づいた人権に関する最上位の方針として、当社グループの人権尊重への考え方をあらためて明文化したものです。

私たち世紀東急工業グループは、人権の尊重を、サステナブル経営の基盤であり、すべての事業活動の基本になるものと位置付け、当社グループの事業に関わるあらゆる人々の人権を尊重してまいります。

## 1. 適用範囲

本方針は、世紀東急工業グループすべての役員・従業員等に対し、適用されます。また、協力会社をはじめとする取引先等、サプライチェーンの企業に対しても、本方針への理解と支持を期待し、働きかけをしていきます。

## 2. 国際規範の支持・尊重

「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り本方針を策定し、人権尊重の取り組みを推進します。

## 3. 法令の尊重・遵守

世紀東急工業グループは、事業活動を行う国や地域で適用される法令を遵守します。なお、国際規範とそれぞれの国や地域の法令が相反する場合は、人権に関する国際規範を尊重するための方法を可能な限り追求します。

## 4. 人権に関する重点課題

世紀東急工業グループでは、以下の人権課題を、事業活動における特に重要な社会的責務と認識し、積極的に取り組みを進めていきます。

### 1) 労働安全衛生

職場における事故、災害や怪我を防止し、安全で衛生的かつ心身ともに健康的な職場の確保に努めます。

### 2) 差別・ハラスメント

人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、心身の障がい、性的指向、社会的身分等を理由とした不当な差別的取り扱いやハラスメントを排除します。

- 3) 労働時間と賃金  
各国・地域において適用される労働時間と賃金に関する法令を遵守します。
- 4) 強制労働・児童労働  
事業を行う国や地域の法令で定められた最低就業年齢に達しない児童の労働、強制労働を禁止し、人身売買を含むいかなる形態の現代奴隷も許容しません。
- 5) 地域社会への影響  
事業活動を行う地域社会において人権に対する責任を果たし、持続可能な社会に貢献することを目指します。
- 6) サプライチェーンにおける人権課題  
世紀東急工業グループのみならずサプライチェーンにおける法令遵守や人権保護が重要であるとの認識のもと、責任ある調達を実施します。

## 5. 推進体制

世紀東急工業グループは、本方針を実現する為の体制を構築し、取締役会が本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負います。

## 6. 人権デュー・ディリジェンス

世紀東急工業グループは、事業活動を通じて生じる人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすために、人権デュー・ディリジェンスを実施していきます。

## 7. 是正・救済

世紀東急工業グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正・救済に取り組むものとします。また、人権に対する負の影響に適切に対応するため、実効的な苦情処理メカニズムの整備・運用に取り組みます。

## 8. 対話・協議

世紀東急工業グループは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと対話の機会を確保し、誠意をもって協議を行うものとします。

## 9. 教育

世紀東急工業グループはすべての役員・従業員等が十分な理解を得るために必要な教育・研修を充実させ、本方針の事業活動全体への定着を図ります。

## 10. 情報開示

世紀東急工業グループは、公正で透明性の高い経営の実現を目指しています。影響を受けるステークホルダーや商取引上の秘密に十分配慮した上で、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて定期的に公表していきます。

2025年4月1日 制定

世紀東急工業株式会社

代表取締役社長 平 喜一